

## 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

### 人間社会科学研究科

#### （専門職学位課程）

人間社会科学研究科では、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得し、所定の審査に合格した学生に、課程に応じて「教職修士（専門職）、法務博士（専門職）」の学位を授与する。

1. 教職開発又は実務法学における諸課題の発見と解決のための優れた知性、研究力、対応力を有している。
2. 高度専門職業人としての使命を自覚し、高い倫理観を有している。

### 実務法学専攻（法科大学院）

#### 実務法学プログラム

実務法学専攻実務法学プログラムでは、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得した学生に、「法務博士（専門職）」の学位を授与する。

1. 「学修の転移・活用（transfer of learning）」のプロセスを経た、高度な専門的法律知識を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて適切かつ柔軟に運用できる思考力と判断力を有している。
2. 法の定めや先例がない利害対立状況でも、自ら原理原則を選択し妥当な利害調整策を探究し構築できる、創造性に富んだ法的思考力を有している。
3. 充実した法的サービスと法的支援の求めに応える「国民の社会生活上の医師」としての、人間や社会に対する深い洞察力と理解力を有している。
4. 専門職業人（プロフェッション）としての職責を深く自覚し、日々の活動を真摯に自省しながら、知性を錬磨し日々研鑽を継続する力を有している。
5. 高度専門職業人としての使命を自覚し、高い倫理観を有している。